

議案第113号

つくば市筑波山おもてなし館条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年11月25日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市筑波山おもてなし館条例

(設置)

第1条 筑波山を訪れる人々に充実した時間を過ごせるおもてなしの空間を提供するとともに、筑波山の良好な自然環境の保全に関する知識の普及を図るため、筑波山おもてなし館(以下「おもてなし館」という。)をつくば市沼田1690番地3に設置する。

(開館時間)

第2条 おもてなし館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、公益上又はおもてなし館の管理上必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 おもてなし館の休館日は、設けないものとする。ただし、市長は、公益上又はおもてなし館の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

(行為の許可)

第4条 おもてなし館において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請をし、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのためにおもてなし館の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、おもてなし館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

3 第1項の許可を受けた者で当該許可事項を変更しようとするものは、規則で定めるところにより申請をし、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(行為の不許可)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、前条第1項又は第3項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) おもてなし館を損傷するおそれがあるとき。

(3) おもてなし館の管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 第4条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者は、許可の際に、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、つくば市行政財産使用料条例（平成20年つくば市条例第15号）第2条及び第3条に定めるところによる。

3 つくば市行政財産使用料条例第5条の規定は、第1項の使用料の減免について準用する。

4 つくば市行政財産使用料条例第6条の規定は、第1項の使用料の還付について準用する。

(行為の禁止)

第7条 おもてなし館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条第1項又は第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) おもてなし館を損傷し、又は汚損すること。
- (2) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) おもてなし館をその用途以外に使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、おもてなし館の管理に支障のある行為をすること。

(監督処分)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはおもてなし館からの退去を命じることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。

- (1) おもてなし館に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。
- (2) おもてなし館の損壊その他の理由により利用が危険であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、おもてなし館の管理上必要があるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第 9 条 第 4 条第 1 項の規定により許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、
又は転貸してはならない。

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める
日から施行する。